**平成２４年（フ）第１１号**
長崎県南島原市深江町丙669番地
債務者　下田　耕一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第１２号**
長崎県南島原市深江町戊2555番地
債務者　森川　武郎
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第９号**
福島県いわき市洋向台２丁目６番地の13
債務者　郡司　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（フ）第３２９８号**
東京都大田区南六郷１丁目17－５－202
債務者　萩原久美子（旧姓酒出）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３３０９号**
東京都世田谷区奥沢２丁目25－11－102
債務者　高橋　忠章
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３３１０号**
東京都渋谷区本町２丁目31－７－105
債務者　水澤　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３３３２号**
東京都板橋区大谷口２丁目40－11－１－C
債務者　佐藤　俊幸
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３３３４号**
東京都世田谷区池尻４丁目８－25－506
債務者　西堀　綾乃（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３３７１号**
東京都足立区千住緑町３丁目19－５－105
債務者　吉田　尚希
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４００号**
神奈川県川崎市宮前区有馬８丁目22－７－107
債務者　鈴木　定男
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４０６号**
神奈川県横浜市鶴見区駒岡５丁目12－15－101
債務者　荘司あかね（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４４２号**
東京都多摩市和田59－４　フォレストピアＡ201
債務者　野口耕一郎
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４４６号**
東京都大田区東馬込１丁目16－15－202
債務者　伊藤　千鶴
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４５７号**
東京都板橋区大谷口２丁目65－９
債務者　松尾　圭史
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４６６号**
東京都江戸川区南小岩３丁目７－６－406
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３４６９号**
東京都板橋区中丸町４－７－203
債務者　吉崎　慶一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部